

緊急時対応マニュアル

(R6_11月1日～)

筑波教育研究センター(株)
放課後等デイサービス ほけっと

1 緊急時とは

緊急時とは、サービス提供時に発生した利用者の病状の急変、生命の危険等が生じる場合をいう。障害児通所支援サービス事業における従事者の場合、発達に特性のある利用者を対象としている業務内容からも緊急を要する事故の発生に備えて、事前にその対応方法及び手順を周知徹底し、適切に対処することが求められる。

2 事故発生防止のための取り組み

(1) 安全な環境を確保するための配慮点等

安全な環境を確保するため、子どもの年齢（発達とそれに伴う危険等）、場所（エリア、トイレ、廊下等）、活動内容（遊具や活動に伴う危険等）に留意し、事故の発生防止に取り組む。特に、以下の①～④の場面については重大事故が発生しやすいため注意事項を踏まえて対応する。

①プール・水遊び

プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないようにプール活動・水遊びのリーダーを監視者とし、また、配置スタッフに役割分担を明確にする。事故を未然に防止する為、プール活動に関わる職員に対して、子どものプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。

プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント

- (a)監視者（リーダー）は監視に専念し、監視エリア全域をくまなく監視する。
- (b)動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- (c)十分な監視体制の確保ができない場合についてはプール活動の中止も選択肢とする。
- (d)時間的余裕を持って活動を行う。

施設・事業者は、職員に対し、心肺蘇生法をはじめとした応急手当等（A E D）の教育の場を設け、緊急時の体制を整理し共有しておくとともに、緊急時にこれらの知識や技術を活動することができるように日常生活において実践的な練習を行う。

②誤嚥（おやつ・食事中）

子どもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）は、全職員間で予め共有しておく。利用日当日のおやつ、食事の前には、子どもの健康状態について情報を共有し、子供の年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事支援に勤める。

おやつ・食事支援をする際に注意すべきポイント

- (a) ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意思に合ったタイミングで支援を行う。
- (b) 子どもの口に合った量を支援する。（口に詰め込みすぎない。）
- (c) 食べ物を飲み込んだことの確認を行う。
- (d) 汁物・水分を適切なタイミングで食べられるよう支援する。
- (e) 食事中に眠くなっていないか等に注意する。
- (f) 正しく座っているか注意する。

食事中に誤嚥が発生した場合、迅速な気付きと観察、救急対応が不可欠であることに留意しながら子どもの食事の様子を観察する。（特に食べている時には重点観察）

③誤嚥（玩具、小物等）

口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や物については、室内から可能な限り排除する。もしも支援等で必要な場合は、職員は子どもから目を離さず、子どもの動作に十分に留意する。また、子ども自身が誤嚥につながる物身につけている場合もあり、これらの除去については、保護者に相談を含めた上での対策を講じる。

④食物アレルギー

食物アレルギーについての防止を行うため、契約時に確認を行い、全職員間で情報の共有を行う。活動内容によって、食事を行う場合（施設外食事提供やクッキング等）は事前に保護者から得ていた情報をもとに、保護者の同意を得た上で療育にあたる。

(2) 事故の発生防止に関する留意点

①事故の発生防止の活動

子どもの特性を十分に理解した上で、事故の発生防止に係る行動の確認や事故に発展する可能性のある問題点を把握し、事故の発生防止に取り組む。

②事故の発生防止に向けた環境づくり

事故の発生防止に向けた環境づくりでは、職員間のコミュニケーション、情報の共有化、苦情（意見・要望）解決への取り組み、安全教育が不可欠であることに留意する。

③日常的な点検

安全点検簿を基に、事業所内外の点検を定期的に行う。問題のある箇所を発見した場合、その改善を行い、改善結果を全職員に周知して情報の共有化を図る。療育中の安全管理には、施設・事業所の環境調節が不可欠であることから、環境整備には積極的に取り組む。

④重大事故の発生防止、予防のための組織的な取り組み

重大事故の発生防止、予防については、ヒヤリハット報告の収集及び分析が活用できる場合もあるため、以下の取り組みを行う。

(a)職員は重大事故が発生するリスクがあった場面に関わった場合には、ヒヤリハット報告書を作成し、管理者・児童発達支援管理責任者に提出する。さらに、ミーティングなどを通じて、必ず全職員間で情報共有しておくこと。

(b)ヒヤリハット報告書から、重大事故が発生するリスクに対しての要因分析を行い、事故防止対策を講じる。

(c)管理者は事故防止対策について全職員に周知し、全職員は事故防止対策を踏まえて療育に当たる。

(3) 職員の資質の向上

子どもの安全確保に関する研修に参加する等、全ての職員は救急対応（A E D蘇生法等）の実技講習、事故発生時の対処方法を身につける実践的な研修を通じて、資質の向上に努める。全体ミーティングの際に、事故の生じやすい場所等を共有することで、事故への認識、危険に対する早期検知能力の向上を図る。

(4) 緊急時対応体制の確認

緊急時の対応体制として、緊急時の役割（6. 緊急時の役割を参照）を決めておき、重大発生時には迅速に対応ができるようにする。

(5) 日常に準備しておくこと

管理者は各職員の緊急連絡網、医療機関・関係機関（市町村、警察、病院等）の一覧、保護者への連絡に関する緊急連絡先を事前に整理しておく。

(6) 保護者や地域住民等、関係機関との連携

事故発生時の協力体制や連絡体制を整えるとともに、地域との関係づくりの必要性について日頃から認識しておく。

(7) 子どもや保護者への安全について

子どもの発達や能力に応じた方法で、子ども自身が安全や危険を認識すること、事故発時の約束事や行動の仕方について理解できるように努める。また、家庭における保護者の行動や教育により、子どもが安全な生活習慣を身につけることができるよう保護者と連携を図る。

(8) 設備等の安全確保に関するチェックリスト（安全点検簿）

施設内の設備について安全点検簿を作成し、施設内外を定期的にチェックする。その結果に基づいて問題のある箇所の改善を行い、職員全体に周知して情報の共有化を図る。

(9) 事故防止のための体制設備

事故の発生防止は組織で対応することが重要であり、管理者及びリーダー職員の下、組織的に体制を整備する。

3 事故発生予防のための情報収集の内容

(1) 利用者の疾患等

- ①主治医の診断書等によって、利用者の過去の疾患、現在治療中の疾患、アレルギー等の情報を収集する。
- ②収集した疾患に関する情報を整理する。
- ③サービス提供の際の事前の体温測定等のバイタルチェックによって、緊急事態の発生の可能性の有無をある程度予見しておく。

(2) 利用者の疾患等

- ①モニタリング等で保護者とのコミュニケーションを図り、子どもの状態把握に努める。
- ②利用者や保護者との信頼関係を強化し、情報発信が出しやすい環境を整えていく。
- ③顔色や熱感等の観察による情報にも留意する。

4 緊急連絡先等の整備

(1) 緊急連絡先一覧の作成

緊急時に早期に対応できるように、利用者の家族、主治医、放課後等デイサービス、他事業者等を記載した緊急連絡先一覧を作成しておく。

(2) 医療情報の記録票

緊急時の搬送先が、主治医の病院とは限らないのでやむを得ず搬送先に同行した場合には、可能な限り、担当医に対して、現在保有している利用者の正確な医療情報伝達に努める。そのためには、事業所から当該病院に情報伝達できるよう、次のような医療情報を整理しておく。

- ①過去の疾患及び現在治療中の疾患
- ②服用している医薬品名等
- ③アレルギー情報等

(3) 職員の緊急連絡網

職員間で緊急連絡網を作成しておく。

5 緊急時の対応

(1) 緊急連絡

- ①状態に応じて主治医に連絡又は 119 番に通報する。
- ②保護者に連絡する。
- ③必要に応じて、他の利用者に状況を説明し落ち着かせる。
- ④管理者及びリーダー職員に状況伝達し、対応について協議する。

(2) 119 番通報

- ①救急車が迅速に到着できるよう、事前に目標となる建造物等事業所の案内方法を想定しておく。(利用者状態は記録しておくこと)
- ②利用者の状態を簡潔明瞭に伝える。
 - (a)意識（意識がない・反応がない・呂律が回らない等）
 - (b)呼吸（呼吸がない・呼吸が速い・遅い・弱い等）
 - (c)脈拍（脈拍がない・脈拍が速い・遅い・弱い等）
 - (d)体温（高い・低い）
 - (e)吐血、下血（色・量・回数等）

(3) 応急処置

医療行為は不可であるが、状況に応じて可能であれば、次の一般的な処置を行う。

- (a)口腔内の異物等の確認及び除去
- (b)気道の確保
- (c)人工呼吸
- (d)心臓マッサージ
- (e)止血
- (d)状況に応じ、近くに AED があれば対応

(4) 救急車の誘導と到着後

- ①道路に出て、救急車を誘導する。
- ②利用者の状態を落ち着いて説明する
- ③管理者及び状況に詳しい職員が救急車に同乗する。

6 緊急時の役割分担

(1) 管理者及びリーダー職員…現場管理(対象児童及び保護者対応等含む)

- ①現場に到着次第、それぞれの役割の確認及び指示
- ②保護者への連絡
- ③応急手当の実施(心肺蘇生等)

(2) 発見者…初期対応

- ①対象児童から離れずに観察及び症状の記録
- ②大声で救援を呼び、人員を確保する
- ③職員(a)への準備依頼、職員(b)への連絡依頼
- ④管理者及び職員リーダーが到着するまで状況把握と応急処置の実施(心肺蘇生等)
- ⑤救急車到着後は、管理者と同乗する

(3) 職員(a)…準備

- ①発見者からの依頼により、必要物準備(救急備品等)
- ②症状の経過記録
- ③応急処置のフォロー(心肺蘇生等)
- ④救急車到着後の誘導

(4) 職員(b)…連絡

- ①救急車の要請(119)
- ②管理者及びリーダー職員の呼び出し
- ③救援が必要となれば、更なる人員を集める
- ④他の児童への対応(安全確保等)

7 結果の報告・記録

(1) 緊急連絡

- ①対応結果について、保護者に報告する。対象児童以外の保護者についても事故の概要を説明できるようにしておく。事故当日以降の利用・療育の内容を確認する。
- ②緊急事態又は事故の発生から対応までの一連の経緯について記録する。特に事故については、この記録に基づき事故の要因分析や具体的な再発防止策を検討・実践していくことになるので、従業者の記憶が定かである早期段階での事実確認と記録が求められる。
- ③対応手順に不備はないか等を検討し、以後の対応をさらに向上させる事例として活用する。

8 事故の再発防止のための取り組み

管理者とリーダー職員及び地方自治体は、死亡事故等の重大事故が発生した場合に事故後の検証を行ったうえで、これまでの取り組みについて改善すべき点を検討し、重大事故の再発防止の取り組みについて、以下に留意し実施する。

(1) 再発防止策の策定

すでに発生した事故が防げるものだったのか、今後、類似事故の発生防止のために何をすべきか、という視点で具体的に再発防止策の検討を行う。策定した再発防止策については、既存の指針に確実に反映させるとともに、その後の取り組み状況に応じて、随時見直しを図る。

(2) 職員等への周知徹底

発生した事故について再発防止策を職員全員に周知するとともに、必要に応じて保護者とも共有を行う。

9 利用者等に対する当該指針の閲覧

利用者等が、いつでもこのマニュアルを閲覧することができるよう整備する。(当事業所 HP において閲覧可能状態)

10 その他

送迎時における事故（交通事故、車の故障等）においては「事故対応マニュアル」にて定めることとする。

【けが・急病発生時の対応フローチャート】

